

令和3年6月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	鈴木智
委員会開催日	令和3年7月1日（木）、2日（金）
所属委員	[副委員長] 宮川政夫 [委員] 鈴木優樹 橋本徹 吉田栄策 椎根健雄 小林昭一 古市三久 青木稔



鈴木智委員長

(1) 知事提出議案：可 決…10件
：承認…1件

※[知事提出議案件名はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…3件
否 決…5件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3) 請 願：採 択…1件
不 採 択…8件

※[請願はこちら](#)

(7 月 1 日 (木) 総務部)

橋本徹委員

総2ページの風評対策に係る補正について、デジタル広報と説明があったが、具体的な内容を聞く。

広報課長

今般の政府によるALPS処理水の処理方針の策定に伴う、懸念される風評の対策強化を行う事業である。これまで県が実施したデジタルの情報発信、例えば動画や特設サイト等を作成し情報を載せているが、そこに対する誘導がうまくいかず、なかなか見てもらえないとの課題がある。

さらに情報発信を強化する中で、コロナ禍において即効性があるのがデジタルの情報発信であるため、この事業を立ち上げた。

具体的には、風評抑制対策などを含む各部局の事業から複数選定し、その事業のインターネット広報を集中的に実施する。例えば、ユーチューブの動画広告やSNS広告などの手法について、専門家の意見を踏まえターゲットに応じて、どのような組合せの広報がよいかを考えて実施し、デジタルの情報発信を強化していく。

さらに、1か月程度集中的に実施後、グーグルなどが持っている様々なデータ、動画を閲覧した人の属性、例えば性別、年齢、地域、興味嗜好、関心事項等の複数のデータを収集し、それらを専門家の意見を踏まえて分析する。そして今回行った広報の結果、効果がどうか検証する。その結果を再びフィードバックし、次の広報に反映させる。次の広報を行う際

には、その結果を基に、改めてもう一度ターゲットに応じて、どのような広報の手法がよいか反映させてまた実施する。
こうしたPDC Aサイクルを回していくための事業として今回補正を行うものである。

橋本徹委員

県のサイトに誘導するために専門家の知見を活用すると思うが、具体的にどのような専門家を想定しているか。

広報課長

今想定しているのはグーグルの専門員であり、内々に県にアドバイスできるとの回答をもらっている。事業費は移動に係る経費を想定している。

橋本徹委員

グーグルの専門員に依頼するとの意味で、1億2,584万円の補正を計上してるのか。

広報課長

専門家の部分はほとんどが旅費に係る部分であり、計上している約1億2,500万円の大部分は、インターネット上で広報を打つための経費である。

今想定しているのは、各部から20事業程度を選定し、1件当たり約400万円の広報を実施する。事業によっては新たにインターネット上で流すための広報素材の作成等も必要になるため、そういった経費等も含めて、約1億2,500万円の予算を計上している。

橋本徹委員

1億円以上のお金をかけて県の風評を食い止めていくとのことだが、費用対効果が大事になると思う。グーグルの専門員と連携しながら行うとのことだが、分析効果の反映はどの程度の計画スパンで行うのか。

広報課長

予算が議決されれば、早期に契約した上で事業を選定する。まず1か月ほど集中的に実施し、その後分析、検証し、例えば年度内にまたその方法が実施できる案件であれば、2回目の広報を行う。事業によっては年度単位で実施しているものもあるため、今年度実施した事業についてその結果を来年度に反映させるものも出てくると思う。反映させた効果を見ていきたいため、年度内に何件かの事業について、2、3回と複数回実施したいと思っている。

橋本徹委員

ぜひとも分析した結果や効果について公表し、我々にも報告してもらいたいため、検討願う。

古市三久委員

関連して聞く。県はこれまでも風評対策を行っており、今回この新しい取組を行うが、これまでの対策についてどのように検証し、何が問題で何を行えば風評がなくなるか、分析しているか。

広報課長

これまでの風評・風化対策について、震災後10年間、毎年情報発信の分析事業を行っている。その中で経年で追っているのが本県に対するイメージや応援意向、関心度といった大きい項目であり、そのほかにも小さい調査項目がある。

この中で、例えば本県のイメージは震災後ずっと落ち込んで、それ以降徐々に微増しており、震災前までとは言えないが、大分近いところまで戻っている。そういった結果から、これまで我々が実施してきた様々な風評対策は、一定程度の効果があるだろうと判断している。

一方で、一部の農産物については価格差が埋まっておらず、観光等についても全国の伸びに追いついていないなど、震災前の状況にあと一歩届かない状況が続いている現実もある。

そういった部分については、これまで取り組んできた内容を粘り強く進めていく。これまでの取組によって、本県のイメージ等が回復してきている。一朝一夕ですぐに結果が出て元に戻ることは難しいと思っているため、これまでの取組と新しい手法を組み合わせながら実施していきたい。

古市三久委員

一般論としては理解できるが、全て抽象的である。例えば農産物等は具体的な部分もあるが、もっと詳細に分析して、何が問題かしっかりと把握しながら対策することが必要だと思う。

震災以降、県は原子力災害によって競争力が著しく低下した。その競争力を上げるために、風評対策と称して膨大な金を使っている。これがなければ、従来に戻ることは難しいため、何が問題なのかもっと具体的に把握しながら、対策する必要があると思う。

というのは、汚染水の問題がある。風評・風化戦略室を設置して風評対策を行うとしているが、一体的にどう対策するかについて取り組んでいかないと、縦割りでやっているようになり、効果が見えず上がらないと思う。

風評対策は簡単に言えば金を投資するしかないが、今までもそうしてきたわけで、もう限界になりつつあると思う。そういう問題も含めて、この風評対策とは何かを、8～9年やってきたと思うが、改めて検証する。

例えば、汚染水に対してきちんと風評対策をするのであれば、具体的に行う必要があるのではないと思う。効果の上がる、県民にも我々議員にも分かるような風評対策を、全庁的に行ってもらいたいと思うため、ぜひ検討願う。

吉田英策委員

総2ページの自動車取得税交付金の約100万円について、算定誤りとの話だが、なぜこのようなことが起きるのか。

税務課長

自動車取得税については、市町村道の延長や面積により市町村に交付しているが、毎年行われる交付税の検査が5年分を対象としており、その際に市町村の把握が足りなかった等、必ず出てくる。その調整は交付金の予算の中で対応していたが、税制改正により自動車取得税が環境性能割となったためできなくなり、今回の予算措置となった。交付税の検査によって毎年若干のそごが出てくるため、今回は特別ということはない。

吉田英策委員

特別でなく、調整という意味合いか。理解した。

条例について聞く。議案第5号の福島県税条例等の一部を改正する条例について、電子システムを導入する内容がある。個人の県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割が対象だが、システムはそれ以外にも対象にする項目はあるか。

税務課長

これは地方税共通納税システムに、今回、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を加えるものである。今までは法人事業税等に、法人が直接このシステムを使って納付していた。一般に企業関係の税目については、このシステムが使われている。

吉田英策委員

今回、個人の県民税の利子割も対象にするとのことで、要するに個人の預金利子だと思うが、個人情報保護が必要になっている中で、条例化による個人に対するリスクや情報の保護についてはどう考えるか。

税務課長

個人の県民税の利子割等は、金融機関でまとめて全体の預金に対する利子の何%とのことで申告納入があり、個人のデータは特定できないことになっている。また納税システムでもセキュリティ対策は十分にとられているため、心配はないと思う。

吉田英策委員

個人を特定できないとのことで、セキュリティは大丈夫と理解するが、個人情報保護については、本当に厳格にしていかなければならないと思う。

次に扶養親族について、年齢16歳未満及び控除対象扶養親族に限るとのことだが、今まではそれ以外も扶養親族と取り扱っていたと思う。なぜこのような改正となったのか。

税務課長

今まではこの非課税の算定において、扶養親族は特に制限なく16歳未満の者と、16歳以上で前年度に48万円の所得がな

い特定扶養親族は全員含まれていた。今回の改正は、外国に居住している、留学生や障害者でなく、その前の年に38万円の援助をもらっていない者、つまりある程度自分で生活できる外国の居住者を除く制度である。

令和6年度からの施行であるが、所得税の控除関係の整備がなされたため、県民税でも、このように除く形になっている。

吉田英策委員

扶養となると、働けない者も対象になるのか。働けず扶養にせざるを得ない場合があるが、その対象は今説明のあったことか。どのような者が外れるのか、基準を聞く。

税務課長

今説明したとおり、対象から外れるのは、外国に居住している、留学生や障害者でなく、前年にある程度援助をもらっていない者であるため、従前の外国に居住する者からそれほど大きな影響はない。

吉田英策委員

それほど大きな影響はないとのことだが、扶養として外れることは、やはり大きなことだと思う。

もう1点、この条例改正で、電子計算機のマイクロシステムの保存がある。これは紙保存に代わるマイクロフィルムの保存となると思うが、紙媒体はどのような扱いになるか。並行して存続するのか、それとも完全に電子媒体に置き換わるのか。

税務課長

この改正は電子保存も認めるとのことなので、紙媒体は残る。

吉田英策委員

個人情報保護することは、本当に個人の利益が損なわれないことでなければならないと思う。

また、議案第9号の通称風評税制について、対象業種や範囲がどうなるか聞く。

税務課長

風評税制に関しては、県全域の主に農業水産関係の業種と観光業になると思うが、詳しい範囲については、企画調整部や地方振興局企画商工部で認定する。詳細は企画調整部となるが、風評が出たとのことではなく、風評に関連するであろう業種について支援する制度になっている。

吉田英策委員

建て付けとしては、汚染水の放出による風評で、それが事業に対して影響したかどうか判定すると、なかなか難しいと思う。そのため、対象範囲を拡大する必要がある。

農林水産業は農家の売上げが減少したものが対象になり、観光については宿泊業と、それに関連する土産の納入業者等で、関連する業者は多岐にわたる。数も多くなると思うが、その範囲については、それぞれの地方振興局で判断するのか。それとも、大枠の基準は、県でつくるのか。

税務課長

大枠は先ほど述べた農林水産業と観光業等だが、具体的には管内を見ている地方振興局長が判断する形になると思う。

それ以外が駄目だということはないと思うが、詳しくは企画調整部でないと分からない。

吉田英策委員

この風評によって本当に売上げが減少する事業者に対しては、満遍に広く対象にして、補償すべきだと思う。何よりも風評を発生させないことが1番の風評対策になるので、広く県内全ての業者を救済できる制度になるよう要望する。

古市三久委員

地方振興局長が判断する根拠は何か。これは税金の免除である。免除するための基準がないと、地方振興局長の裁量権で、こちらはよいがこちらは駄目となる可能性もある。そういう規則や何かのルールがないとまずいと思うが、どうか。税務課長が述べたように、地方振興局長が判断するとのことだけなのか。

税務課長

税制の立て付けでは、地方振興局で認められたものについて免税となっているため、その中身について、どうこう言えないと思う。認定の具体的な基準等については、やはり現場等で決められたものと考えているので、その認定があれば、この税制の軽減措置を使える。

古市三久委員

よく分からないが、地方振興局長が判断するにしても、例えば、県北と県南といわきで、それぞれの考え方で判断して認めるとか認めないということでは駄目だと思う。これは税である。やはりきちんとした決まりがあって、それに基づき公平な負担をしてもらう。それが税の建前である。その公平な税收、徴収の決まりがないとまずいため、ここで分からないければ後で説明してほしい。

税務課長

企画調整部とも話して、後で説明したいがよいか。

古市三久委員

資料があるならそれでよい。

税務課長

資料はパンフレットのようなものはある。

総務部長

委員からの指摘はもっともである。地方振興局長ごとに判断が分かれることがあってはおかしいので、基本的には本庁で判断することは当然あると思う。具体的なシステムについては確認する。

一般的な考えとしては、知事が認める事業について、この税制に沿って減免がされるという流れであるので、その大本のルールが分かる部分については、後ほど提出あるいは説明したい。

鈴木智委員長

資料の提出は可能でよいか。

総務部長

あるものを探して提出したい。

鈴木智委員長

それではお諮りする。ただいま要求のあった資料について、提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木智委員長

異議なしと認めるので、準備でき次第必要部数を提出願う。

税務課長より答弁の訂正があるので発言を許す。

税務課長

風評税制の関係で、この認定について地方振興局企画商工部、地方振興局長と答弁したが、地方振興局はあくまでも進達の機関であり、その後は企画調整部風評・風化戦略室で一元的に認定をすることだった。訂正する。

また、福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動振興計画を県で定めており、業種等を詳しく定めている。各地方振興局でばらばらにではないため、訂正する。

古市三久委員

議案第10号について聞く。新産業創出等推進事業区域とはどこか、新産業創出等推進事業施設とはどのようなものか。

税務課長

これは、いわゆるイノベ税制、福島イノベーション・コースト構想に関する事業である。

古市三久委員

それは分かっている。新産業創出等推進事業促進区域とあり、区域内とはどこか聞いている。これは浜通り全体を指すか、それとも浜通りの特定の地域を指すのか。

税務課長

主に浜通りだが、福島国際研究産業都市区域と指定されており、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、4市11町村である。

古市三久委員

その区域で新産業創出等推進事業をするとは、どういうことをいうのか。

税務課長

6つの事業があり、廃炉やロボット・ドローン、エネルギー、環境リサイクル関係、農林水産業、医療関係、航空宇宙に関する事業である。

古市三久委員

税金を取る部局と事業を決める部局の違いがあり、税務課で分からないことも理解できる。ただ内容も含めて説明してもらわないと、我々も議案だけでは分からない。議案第9号もこの資料が提出されて分かったが、どこに風評と書いてあるのか。風評条例という人もいるが、議案を読んでも分からない。今後そういう説明をするときには、前もって資料を配付する等対応してもらわないと理解しがたい点もあるため、配慮願う。

税務課長

今後はそのようにしたいと思う。税務は様々な政策を受けて、最終的に税制に反映されることが多いため、分かりづらい部分については資料の配付等を行いたい。

吉田英策委員

関連して聞くが、議案第10号、いわゆるイノベ税制の対象企業、事業者は、県外、県内を問わないか。

税務課長

場所については、先ほど述べた区域内で事業を行う企業のため、特に県内に本社があるということではないと思う。今対象区域で事業を行う企業ということになると思う。

吉田英策委員

先ほどの地域で事業を行うとして、新たに県外の企業が入った場合や、その地域以外の県内企業が入った場合でも対象になるか。

税務課長

そう思う。

吉田英策委員

マイナンバー利用について聞く。マスコミや新聞報道で、政府がマイナンバー利用拡大で自治体システム費を3割減との記事が出ていた。これを読むと、マイナンバーに2022年度までに健康保険証をひも付けする、2024年度までに運転免許証をひも付けするとのことであるが、県ではどのように進めようとしているか。

福利厚生室長

マイナンバーカードの健康保険証への利用だが、マイナンバーを取得した後に、交付を受けた者が自分で登録して利用する制度となっている。福利厚生室としては、職員に制度を周知していく。

吉田英策委員

今までも、私たちは個人情報や様々な問題を指摘してきたが、健康保険証や運転免許証にマイナンバーとして様々な情報をひも付けすることに、県は個人情報保護という点ではどのように考えているか。何か検討しているか。

総務部政策監

マイナンバー全体の話と思うが、基本的に県の所管は主に企画調整部であり、個別具体的話になればそれぞれ担当課と

なるが、県の方針等については答えにくい。

吉田英策委員

この報道では、政府はシステムを導入すると運用経費を3割削減できると考えている。そうになると、様々な自治体システムに係る交付金があるが、3割削減されるのか。

総務部政策監

この件については、詳細を把握しきれていないのが現状である。

古市三久委員

部長説明の諸収入約109億円の中身を聞く。これは宝くじ等も含まれているか。

財政課長

この諸収入は、今回の補正予算240億円の内数になっている。主なものは、今回の補正予算の中でも大きなものとして中小企業に対する資金繰り支援があり、銀行に預託をする。その預託した資金を銀行が中小企業に貸し出す。預託した元金は年度内に諸収入として一旦県に戻ってくる仕組みになっており、240億円のうちの百数億円、中小企業に資金繰り資金として出すものは、年度内に諸収入として返ってくるという予算である。

古市三久委員

それが分かっている前提で諸収入に上げているのか。6月頃に補正する場合にはそのような金を財源にして補正するのか。

財政課長

今回の資金繰り支援は、12月まで商工労働部で資金を手当てするための所要額を一旦計上している。支出額も決まっており、その額は必ず年度内に戻ってくるとの仕組みで分かっている金額なので、補正予算では、歳出と歳入をバランスをとって計上している。

古市三久委員

理解した。幾つか聞くが、入院医療機関への設備支援について、具体的にどのような設備を支援するのか。また、このPCR検査体制の強化は具体的にどのような強化をするための財政措置か。また、地方公共機関等への運行支援、宿泊割引の内容を聞く。

財政課長

まず入院医療機関への設備整備支援は、例えば重点医療機関などで新型コロナウイルス感染症に対応する際に、呼吸器に関係する人工呼吸器やCT撮影装置等の整備に要する経費に補助する。

次のPCR検査は大きく何点かあるが、1つは一般のPCR検査費について、当初予算で計上した時点では今回の第4波は想定されていなかったため、検査の必要数量が大きく増えており、それを補正する。もう1つは、感染拡大地域の高齢者施設の医療従事者に6～7月に集中的にPCR検査をしていたが、これを年度内に引き続きできるような予算を組む内容である。

地域公共交通の支援については、第三セクター鉄道を中心に、会津鉄道や野岩鉄道、阿武隈急行、福島交通の飯坂線で、新型コロナウイルス感染症で利用者が少ない場合、本来減便が必要なところを減便せずに運行を継続してもらうために、奨励的な補助金を交付し、運行を継続してもらう経費である。

最後に宿泊割引については、県民割について、県民割プラスとの形で宿泊者数を増やしつつ、単価も今まで7,000円の宿泊に5,000円補助していたものを、もう少し幅広く補助できるような仕組みとして計上している。

古市三久委員

入院医療機関への設備支援とPCR検査は幾らの予算なのか、また、このPCR検査体制の強化は、検査の数を増やす意味での強化か。例えば、今は1日平均で1,000件程度だが、どの程度支援するか。

財政課長

予算額については、医療機関への設備整備支援は6億1,800万円、PCR検査は、検査体制の強化という形で5億7,500万円の予算を計上している。また、公共交通機関の運行支援は約5億6,500万円、観光関係の宿泊割引は43億4,000万円を計上している。

PCR検査については、当初予算では年間1万4,000件ほど対応する予算を計上していたが、今回の新型コロナウイルス感染者の増加を踏まえて、年間で4万500件程度まで対応できる予算を計上している。

古市三久委員

1万4,000件が4万件になったことは、すばらしいと思う。これについて、県でオリンピックを開催することを前提に増やしたものはあるか。オリンピック関係に対するPCR検査は、別枠で行うのか、それとも県が行うのか。また予算はあるか。

財政課長

今回の補正予算の増は、新型コロナウイルス感染者の増加で予算が不足しそうなため年間を通じて見込んでおり、オリンピックに関するものは計上していない。オリンピックについて、今のところ予算的な対応はしていないため、医療体制の強化で計上している。

(7月 1日 (木) 危機管理部)

古市三久委員

部長説明の約406万円の人的支援は、何に使う経費か。

危機管理課長

市町村が行う被害認定調査業務に対して、本庁及び出先機関から県職員を応援させて、業務に当たらせてたものである。先ほど紹介した旅費のほか、職員手当、公用車の燃料費等である。

吉田英策委員

汚染水の海洋放出について聞く。6月29日に、政府主催で処理水作業部会が開かれ、県森林組合連合会の会長、県商工会連合会の会長が参加して意見を述べたが、県は誰が参加しているか。

原子力安全対策課長

政府主催のワーキンググループであり、扱われる議題が風評・風化対策を主体としていることから、企画調整部の風評・風化戦略室が対応している。

吉田英策委員

危機管理部からは参加していないのか。

原子力安全対策課長

ウェブで流れているものについて情報収集等は行っている。

吉田英策委員

マスコミ報道で見たが、県森林組合連合会会長は、「県民や国民の理解が十分に醸成されないまま海洋放出が実施される感がある、県民の理解が進んでいない」と発言している。続けて、「県産材の消費拡大やシイタケ原木の産地再生などの取組が水泡に帰す。所有する森林への関心が薄れ適正に管理されなくなり、荒廃し土砂流出防止などの機能が低下することを危惧する」とある。海洋放出に対して、様々なところで様々な被害が出るとの発言をしているが、どのように思うか。

原子力安全対策課長

直接我々の所管ではないため、答えかねる。

吉田英策委員

部署が違うのか。県商工会連合会の会長は、賠償の具体的な基準が示されておらず、原発事故による風評被害の賠償では満足できる回答を東京電力からもらえなかったのも事実だと発言している。

そしてJA福島中央会では、総会を開いて特別決議を採択し、「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束をほごにした対応について、極めて不誠実だったと非難し、県内全ての産業で復興が阻害されず、進展できると確信が持てるまで海洋放出すべきではないと、改めて確認している。

この間、危機管理部との様々なやり取りの中でも、海洋放出をすべきではないとただしてきたが、JA会長が述べたように、全く影響がなくなるまで海洋放出すべきではないと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

処理水に関する基本方針の決定以降も、県内の関係者などから、放出に反対する意見や政府の決定プロセスに対する批判等の意見が出ている。これは、県も従前から国に対して伝えているが、処理水等に関する十分な情報が発信されていないこと、風評対策に対する具体的な提示がないところに原因があるのではないかと考えている。

処理水の取扱いについては、4月15日に知事から経済産業大臣に申入れを行ったが、関係者に対する説明と理解が重要であることと、万全な風評対策及び将来に向けて事業者が安心して事業を営むことができるような仕組み等を国において構築してもらいたいと意見しており、適切に十分な対応してもらいたいと考えている。

吉田英策委員

具体的に聞く。国と東京電力は、今後2年間で放出のための様々な準備をするとのことだが、なぜ2年間なのか。この期間はどのような期間なのか。

また、国に関係者への理解を求めていくとのことだが、県内でも反対の世論が大きく、2年間で県民の理解を得るのは難しいと思う。その場合でも、国と東京電力は2年後に放出すると理解してよいか。

原子力安全対策課長

海洋放出までの期間は2年と言われているが、現在東京電力においてどのような設備を造るか具体的な検討がされていると考えている。こうした具体的な計画については、福島第一原発の実施計画ということで原子炉等規制法に基づく認可を受けることになるため、原子力規制委員会における安全性の審査等にかかる時間がある。加えて、認可後に実際の設備を工事して完了することとなる。そこまで含めて約2年間に要すると言われている。

また、県民の理解が得られていない状況については、やはり国において関係者へ丁寧な説明を十分に行い、理解を得られるように取り組んでももらいたいと考えている。

吉田英策委員

海洋放出については、1日500t程度の放出が想定されることや、沿岸1km先に海底パイプを這わせてそれで放出するだろうとの報道がある。具体的な方法について、国と東京電力が詰めていると思うが、県には情報はその都度入ってくるのか。

原子力安全対策課長

東京電力の計画については、今のところ我々に具体的には示されていない。

吉田英策委員

問題は、トリチウム以外の63種類の核種があり、それが十分除去できるのかと、処理したものを海水で40倍に薄めて放出するが、放出する際には測定しないことである。なぜ測定しないのか。できないのか、しないのか。県はどのように理解しているか。

原子力安全対策課長

現在、タンク保管中の水のうち約7割が国の基準を超えている。基準を超えている水は再度ALPSで処理し、トリチウム以外の63の放射性物質を国の基準以下まで下げることが徹底して行う。万が一、1回で処理できない場合は複数回の処理を行うことで基準以下まで低減させると聞いている。

また、放出の際の測定については、東京電力の具体的な計画は示されていないが、今後示された段階で、廃炉安全監視協議会等でしっかりと確認していきたい。

吉田英策委員

海洋放出する際に測定しない件について、県はどのように考えるか。

原子力安全対策課長

まだ東京電力が示したものが無いので、計画ができた段階でしっかりと確認していきたい。

古市三久委員

汚染水に直接関係はないが、6月28日頃に福島第一原発港湾内で、クロソイから約250Bqの放射性セシウム等が検出された。これは荷揚場は、湾の中との理解でよいか。

原子力安全対策課長

福島第一原発の専用港湾内においては、事故後の放射性物質を体内に取り込んだ魚類がまだ残っている可能性があるとのことで、東京電力は湾内に網を設置して魚が湾の外に出ないようしており、また放射性物質を取り込んだ魚を捕獲して調査を行っている。その中の一部から、セシウム等が高い魚体が確認されたとのことである。

古市三久委員

網で出入りできないようになっていたと言ったが、本当にそうなっているか。一時網が壊れて出入り自由になっている時期があったが、その後修理したか東京電力に確認しているのか。

原子力安全対策課長

東京電力からは、魚が湾の外に出ないように、定期的に網が破れていないか等確認していると報告を受けている。

古市三久委員

そういうことを聞いているのではない。何年か前に網が破れたが、東京電力はそれをしばらく直していなかった。県はその破れた網が修理されたか確認しているかと聞いている。東京電力から言われたからそうだとということではない。

この問題で、これまでクロソイからは3回検出されているが、本当にこの網が出入りできないようになっていたのか、廃炉安全監視協議会は現地を確認してこなければならないと思う。

その上で、魚が出入りできないようになっていた、中に事故当時の魚がいるから、放射性物質が高いとのことだったら理解できるが、そうでないなら理解できない。本当に確認しているのか。

原子力安全対策課長

魚の出入りを防ぐための網については、県では現物の確認まではしていないが、東京電力が網の破れ等を定期的に確認しているとの報告を受けている。

古市三久委員

東京電力は、この間様々な不祥事があり信用できない。原子力規制庁も信用できないと言っている。そのため、廃炉安全監視協議会が行うかは分からないが、一つ一つ確認しなければ駄目だと思う。

今度の魚は、体長や大きさはどの程度分かっているか。

原子力安全対策課長

魚体の個別データについては、今は持ち合わせていない。

古市三久委員

そういうことを、逐一確認しなくては駄目である。例えばその魚体の大きさは22cmで、重さは180gであるが、本当に10年間そこにいた魚なのか、どこから来た魚なのか、そういう問題が出てくる。それをきちんと確認して、県民の安全・安心を守るのが県の役割である。

破れた網を直したか分からない、確認していない、多分東京電力が直したと言っている。なおかつ魚の大きさも分からない。県民の安全・安心と言ったが、東京電力が言っているではなく、県として確認し、間違えていないかを説明しない

と駄目である。180gの魚は、ずっとそこにいたのか、どこからか回遊して入ってきたのではないかと疑問に思う人もいる。そういうことも確認して説明しないと駄目だが、どうか。

原子力安全対策課長

港湾内の魚類の件については、再度、東京電力に資料等の提出等も求めながら確認していきたい。

古市三久委員

この網が本当に魚が出入りできないかどうか、東京電力に確認して県民の前に明らかにするよう願うが、部長はどうか。

危機管理部長

東京電力の報告だけで、県も確認できていなかった部分もあると思う。改めて対応状況について、東京電力に確認したいと思う。

古市三久委員

本当に確認して説明できるか。

危機管理部長

網が破れたことがあり、その後の対応がどうなっているのかについては、東京電力に確認したいと思う。

古市三久委員

ぜひ確認して、きちんと明らかにしてもらいたいと思うため、よろしく願う。

また、全く別の話だが、福島第一原発の事故から10年がたった。この事故については裁判で、様々な問題が明らかになってきているが、津波対策が、東京電力も県も国も、この福島第一原発に関しては非常に甘かった。

県は、平成14年の地震津波被害想定調査で、津波の想定は想定地震A、想定地震B、参考地震がある。この調査は県庁の議会図書館にも問い合わせしたが、概要版はあるが本物がない。そして、概要版には参考地震が載っていない。

参考地震がどういう地震なのかきちんと確かめてはいないが、裁判等の記録等の中では福島県沖で起きた1677年の延宝房総沖地震となっている。これは、いわゆる津波地震と言われていて、非常に大きな津波が来たとされている。それを仮定して計算した際に、マグニチュード8.0としている。

しかし、なぜか分からないが、それは県民に公開した概要版には書いていない。裁判の関係者が災害対策課に問い合わせたところ、昔の話のため分からないと言われたと言っていた。昔の話であり、震災前からいる人は誰もいないような話のため、今聞かれても分からないと思うが、ただ行政は、無謬性と継続性と言われる。そのため、分からないとは言えず、県民に明らかにしなければならない問題だと思う。

なおかつ、事故の状況を検証しなければならないが、全くやっていない。茨城県はきちんとやっている。平成10年の地震津波想定調査の完成品が上がってきたときに、災害対策課は県の沿岸に原子力発電所があることは分かっている。それに影響があるのかないのか、本当は調査研究しなければならない。そうした経過は県にあるのか。

災害対策課長

委員指摘の調査については、県の地震、津波への被害を想定したもので、ハザードマップ、地域防災計画等に活用しており、各施設について特段の検証をしたというものではない。

古市三久委員

そういうことを聞いているのではない。原子力発電所に影響があるか議論した経過があるか、それが分かっているか聞いている。原子力安全対策課長はどうか。

原子力安全対策課長

平成10年当時の調査結果については、確認しないとはっきりしたことは言えないが、福島第一原発の津波の評価は、設置許可段階では小名浜港の港湾水面から約3m程度の高さで行っていたが、14年に土木学会の評価方法が出たときに、改めて評価し直して、その後、5.7mという評価を新たに設けた。

そのときにも、海側のポンプが浸水するおそれがあるとのことで、ポンプ等への対策を行ったと記憶している。

古市三久委員

言っているとおり、1964年に設置許可の申請をしたときには、チリ地震津波3.1mで原子力発電所を建設することになったが、平成14年の地震津波想定調査では福島第一原発の港湾入口は津波の高さが5m、1号機と5号機の間付近の岸壁で5.8mと予測が出ている。非常用海水ポンプは4m程度にあり、そういう意味では当然浸水する。それを全く検討しなかったことになれば、県は非常に問題がある。

東京電力と県で、津波が来たらどうなるのか確認することがまず必要だが、多分していないと思う。県の沿岸部に原子力発電所があることは分かっているため、原子力安全対策課は調査研究や検討をしなければならない。過去に遡って調査願うが、どうか。

原子力安全対策課長

平成10年当時の調査資料について、今すぐには有無も含めて確認できていないため、持ち帰って確認したい。

古市三久委員

次に、今度は平成18年度にも地震津波想定調査を行った。津波ハザードマップを作成するために、宮城沖地震、明治三陸沖地震を想定地震にした。

ただ、この3つ目の地震の想定が問題で、県が出した概要版を読むと、3つ目は福島県沖高角断層地震、つまり1938年福島東方沖地震を想定している。宮城県沖地震と明治三陸地震は中央防災会議の指定どおりだが、3つ目はいわゆる高角津波を指定したわけで、これは、県の概要版によると、中央防災会議と県が想定地震を決めたとしている。3つ目の地震を決めた理由は分かるか。

災害対策課長

福島県沖高角断層地震だが、中央防災会議で検討した宮城県沖地震、明治三陸沖地震は県の北側に位置するもので、県の西側、間近にある地震とのことで、被害想定の際に福島県沖のモデルを設定した。なお、マグニチュード7.7規模に修正して、地震の規模を算定したものである。

古市三久委員

3つ目の地震は県が決めたとの理解でよいか。

災害対策課長

福島県沿岸津波浸水想定検討委員会を設置しており、その中で検討したものと記憶している。

古市三久委員

県と検討委員会が議論して決めたと思う。しかし、平成14年度に地震調査研究推進本部が、三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について公表している。そのようなことについては議論しなかったのか。

災害対策課長

平成18年の調査だが、中央防災会議の当時の考え方は、過去に起きた地震で繰り返し起きる危険度の高い地震を想定していた。本県の設置した委員会でも、中央防災会議の指針に倣い、宮城県沖地震、明治三陸沖地震を選定したと認識している。

古市三久委員

2つはそのとおりだが、1938年の福島県東方沖地震は江戸時代から1回しか起きていない。

地震調査研究推進本部では、三陸沖から房総沖までの海溝型地震について、1611年、1677年、1896年と400年に3回発生しているとしている。この地震は、揺れは小さいが膨大な津波が起こる地震であり、マグニチュード8クラスで3回発生している。この地震が30年以内に起きる確率は20%以下であり、新聞にも載っているため、当然、県も検討しなければならないと思う。福島県東方沖地震は400年に1回で、30年以内に起きる確率は7%以下と言われている。

そういうことからすると、県の検討会議は、非常に問題がある設定をしたのではないかと思う。想定地震の選定に誤りがあったと思うがどうか。

災害対策課長

地震の想定は、専門家である検討委員会の中で、きちんと精査されたものと考えている。

古市三久委員

専門家にも様々ある。地震調査研究推進本部は、阪神淡路大震災が起きてできたが、中央防災会議はその前からある。しかし、その動きは、全く違ったものになっていた。県は沿岸部に原子力発電所があり、津波が来たら大変との認識があったかが問われる。原子力安全対策課長に聞くが、土木学会手法等で福島第一原発は津波に対して、どの程度の裕度だったか分かるか。

原子力安全対策課長

福島第一原発の平成18～19年の津波の評価は5.7mで、それに対して県が18年に行った調査では浸水の高さで僅かに下回っているところではないかと確認している。

古市三久委員

様々な資料があるが、福島第一原発と島根原発は、津波に対する裕度がゼロであり、そのくらい危険な原子力発電所だった。そのような問題を、原子力安全対策課や災害対策課は認識していたのか。

原子力安全対策課長

平成8年当時、国は阪神淡路大震災後に、原発の耐震設計審査指針の見直しを検討しており、18年に新たな指針が決定された。そこで経済産業省が既存の原発に対して、耐震安全性の再評価を行うように各事業者に通知している。

いわゆる耐震バックチェックだが、当時県では、事業者が行った耐震バックチェックの評価を国でも確認してもらいたいと申し入れており、県も逐次報告を受けて、確認していたところである。

古市三久委員

そこまでは聞いていないが、福島第一原発について、東京電力も国も、震災以前から地震津波に対する余裕が非常に低いことを認識していた。県も認識していたかが問われるだけである。

3号機のバックチェックでは地震だけで津波のバックチェックを行っていない。そのため、津波の脆弱度については、全く検査していない。津波の問題は、原子力安全対策課、災害対策課で情報共有していたのか。

原子力安全対策課長

当時は、平成18年の津波浸水調査が行われて、県としても原子力発電所において一定程度の浸水があるとのことは把握しており、それをもって東京電力に、浸水状況について精査するように求めた記録が残っている。

古市三久委員

東京電力に求めた記録は残っているのか。

原子力安全対策課長

東京電力に対して、実際にいつ、どの段階でどのような内容の指示をしたか、そこまでは確認できていないが、当時の資料としてこういったことを行ったとの記述、経過を書いた資料は見ている。

古市三久委員

県の要請を受けて、東京電力が津波対策を行ったのかどうか求められる。

茨城県では、原子力安全対策課が土木部作成の津波ハザードマップを見て、非常に大変だとなった。1677年の延宝房総沖地震についてこの計算をし、東海第二原発を設置する日本原電に口頭で、茨城県には津波が最大5.7m来るが、東海第二原発は4.86mしかないため、直すよう言っている。その結果、日本原電はこれを全部ではないが直した。東日本大震災で被災したのもあったが、残っていたエンジンがあったため、冷却を継続して、本県のような事故には至らなかった。

茨城県はきちんと対策し、そのような口頭での聞き取りの文書を作って残してある。しかし本県は全くやっておらず、どのようなことだったか全く分からない。国にバックチェックの確認を求めたというが、これも非常に問題があるやり方だった。

また東北電力は、宮城県の女川原発で貞観地震を念頭に、かさ上げ等を行っている。その結果事故が起きなかった。

東京電力が悪かったのか、どこが悪かったのか分からないが、県は経過を分かるようにしておけばよい。東京電力に指導したがやらなかったのか、記録を残してほしい。県が何もやらなかった可能性も高い。

平成19年5月の沿岸想定では熊川が最大6.7mであり、この福島第一原発の非常用電源装置があるところには約2mの津波が来ることになっている。当時の東京電力の津波を想定した対策は何mになっているか。

原子力安全対策課長

平成18～19年当時の福島第一原発の津波の評価が5.7mである。

古市三久委員

津波の評価が5.7mであれば、最大6.7mの津波に対して、県が改めて計算し直して、本当に安全なのか確認しなければならないと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

当時の状況について詳細等は分からないが、国の耐震設計指針が新しくなって、事業者に対して津波も含めた耐震バックチェックの指示を出していた。その状況で東京電力が、平成18年の県の調査等も含めて、新たな知見として確認を進めていたかと思う。

ただし、提出された報告書が津波等を除く中間報告までであり、東日本大震災の津波、地震でそれ以降の作業が止まってしまったとの状況である。

古市三久委員

そういうことを聞いているのではない。情報を共有したのであれば、それに基づいて福島第一原発の津波対策は何mか、それが安全かどうか確認しなければならなかった。改めて計算するかは別にして、そのような対応をしたのか聞いている。

多分行っていないと思うが、やれば何か対応したわけで、そういうことが非常に問題であり、県がきちんと確認しなければ駄目だと思う。事故が起きてしまったから、今さらそんなことを言ってもどうしようもないと言う人もいるが、そうでなく、県はこの問題について検証し、県民に明らかにする責任があると思う。自分の言っていることが間違いかも分からないが、様々な科学的検討をし、明らかにする責任があると思うが、部長はどうか。

危機管理部長

平成19年に公表された津波浸水想定について、結果をどこまで東京電力に確認していたのかとのことだが、当時の記録については10年以上前の話であり、どのように対応したのか現時点では正確に分からない部分もあると思う。

委員指摘のとおり、原発に関わる様々なリスクについて県として確認していかなければならないと思うため、様々な専門家の意見を聞きながら、しっかり取り組んでいきたい。

古市三久委員

過去の対応については、今さら言っても仕方がない面もある。今後の問題として、過ちとまで言うと語弊があるかもしれないが、県は県民の安全等を第一義的に考えて対策しなければならないと思う。

これは今後の廃炉の問題でも考えないといけない。廃炉は放射性物質が多量に出てくる。それに対してどう対策するかきちんと東京電力に求めていかなければならない。

原子力安全対策課長が耐震バックチェックで、津波についても実施していたかのように話をしていたが、実施していない。なぜかという、当時の生活環境部の次長と原子力安全対策課長が資源エネルギー庁に行き、津波対策をどうするか突きつけられた時、それは国で考えてほしいと言って帰ってきた。

国は津波に関する耐震バックチェックはやらないまま、プルサーマルにゴーサインを出した。その結果、事故になってしまったため、その辺は今後の問題として取り組むよう願う。

吉田英策委員

2点ほど聞く。1つは、2月13日の地震被害に対しての様々な取組である。県で出した資料だと思うが、住宅応急修理

の進捗が遅れていると思う。6月7日現在で申込み数が1,916件、完了数が391件、決定数が1,305件であるが、どのような状況か。

災害対策課長

災害救助法適用の市と町の応急修理の件だが、民間の地震保険や被災者生活再建支援金などの活用によって修繕を行っているケース、解体するケースなども一定程度あると考えている。また、今回屋根瓦が多く被災し、修理業者に限りがあることで、なかなか進まないこともあると思う。

吉田英策委員

県はどのように支援を進めようとしているか。

災害対策課長

事業者がなかなかつかまらないこともあるため、相談窓口として建設業団体と協定を結び、団体から、被災者相談窓口の開設を市町村に働きかけている。

吉田英策委員

ぜひ住宅の応急修理が進むように、様々な支援を願う。

もう1つは、被災者生活再建支援金の支給状況である。少し古いかもしれないが、4月30日時点で基礎支援金支給世帯数26.7%、加算支援金支給世帯数7.1%であり、申請件数に対する支給率が基礎支援金27%で、加算も含めても23%である。新しい数字があれば聞かすが、今の支給状況はどのようになっているか。

災害対策課長

今の数字は福島県沖地震後4月末の進捗だと思うが、5月末現在で基礎支援金が299件、申請に対して154件の支給がある。加算支援金は97件に対して7件と確認している。

吉田英策委員

やはり遅れている状況だと思うが、どう捉えているか。

災害対策課長

加算支援金の支給が進んでいないように見えるが、加算支援金は生活の再建方法が決まった人に支給されるもので、いまだ借り上げ住宅や公営住宅に入っている人については支給されないため、進んでないと考えている。

吉田英策委員

福島県沖地震の被災者の生活再建が1日でも早く進むように、個別の状況に合わせた支援を願う。

もう1つ、アメリカ軍のオスプレイ2機が山形空港に緊急着陸し、1機からは煙が出ていたとのニュースがあった。この2機は県上空も飛んでいたのではないか。報道では緊急着陸だが、県にはこうした状況の報告はあるか。

危機管理課長

直接報告はない。吉田委員の会派から話があり、その上で東北防衛局に確認し、さらに山形県にも確認し、事実であると承知した。

吉田英策委員

これは事実とのことだが、その内容について報告を求めたか。

危機管理課長

東北防衛局に情報の確認をしたが、具体的な内容については承知していないとのことで、それ以降は確認するすべがない状況である。

吉田英策委員

煙が出るということは大変な事態であり、緊急着陸は県民の安全に関わる重大問題だと思う。県はこうした事態に抗議するとともに、全容解明をきちんと求めないといけないと思うが、どうか。

危機管理課長

飛行の実態が確認されているケースもあるが、米軍からは飛行計画等の通報が現在ない状況であり、報道等や東北防衛局の情報でしか確認するすべがない。そのため、従来から全国知事会を通じて、オスプレイの飛行について申入れを行っているところである。東北防衛局に対し、米軍に情報開示等を求めるよう要望している。

古市三久委員

福島第二原発の廃炉について、ロードマップは作成するのか。

原子力安全対策課長

福島第二原発の廃炉は、福島第一原発とは違い通常の廃炉となるため、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画を国に申請して認可を受けており、それに従って進められるため、ロードマップは作成しない。

古市三久委員

どのような工事をいつからやるか、県に逐一報告はあるのか。県とは全く関係なく進められるのか。

原子力安全対策課長

廃炉作業については建設や運営とは違い、廃止措置計画を提出した後、東京電力が計画的に実施するとのことで、特に国に工事を申請して進めるものではないと確認しているものの、県としても作業内容等は把握したいと考えており、福島第二原発に対して主な工事情報等を、定期的に求めていく考えである。

古市三久委員

廃炉安全監視協議会は、福島第二原発の廃炉に対してはどのような監視権限があるのか。それとも廃炉安全監視協議会は福島第一原発の事故炉だけが対象か。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会は地元13市町村と専門員等で構成している監視機関で、その所掌事務の中に福島第一原発及び第二原発の廃炉が含まれている。

古市三久委員

福島第二原発の廃炉についても、廃炉安全監視協議会がその時々様々の状況を見極め、把握するために、現場に行ったり現状聴取をしたりすることか。

原子力安全対策課長

福島第二原発に対する廃炉安全監視協議会の動きだが、廃止措置計画の内容についても確認したところであり、今後も廃炉の進捗等に合わせて節目節目で、東京電力からの報告や現場等の確認を実施していく考えである。

古市三久委員

廃炉は40年以上かかる。何を求めていくかは難しいが、問題は、廃棄物をどうするか、使用済核燃料をどう搬出するかである。また、廃棄物を搬出し資材として使う考えもある。そういう問題について、法にのっとり行うと思うが、使用済核燃料を持って行く場所がなく、高レベル放射性廃棄物の最終処分場は決まっていない。

そういう中で、1年にどの程度の進捗があるか分からないが、問題をなるべく早く解決し、ここ何年かの間に示せるような状況をつくらないと、県民の安全・安心が担保されない。東京電力と原子力安全対策課、廃炉安全監視協議会は、きちんと廃炉が行われる体制をつくってもらいたい。

橋本徹委員

部長説明の令和元年東日本台風等の被災者支援について聞く。借上住宅の供与期間はいつ終了となる見通しか。

災害対策課長

借上住宅については契約締結から2年間であり、早い人で10月中旬には供与期間が終了する。

橋本徹委員

生活再建の見通しを聞いているとのことだが、現在住宅を借りている人や生活再建の見通しが立っている人はどの程度いるのか。

災害対策課長

令和3年5月31日現在、1,250戸の入居がある。時点が違うため単純な比較にはならないが、令和2年8月～3年4月に市町村が意向確認をしており、確認した1,300世帯のうち、再建方法が決まっている人は約4割と聞いている。

橋本徹委員

時期が違うためもう少し進んでいると思うが、生活再建の見通しが立っていない状況で供与期間が終わってしまう事態も想定される。その辺をどう考えているか。

災害対策課長

供与期間については原則2年間と決まっており、特定延長を除く人はこの期日で終了となる。現在市町村が、未回答や未検討の人の意向を再度確認しており、再建方法が決まらない人については、個別に事情を聞き、支援制度などを紹介していきたい。

橋本徹委員

東日本大震災や原発事故に関しても同様のことが言えると思うが、どうしても決められず残ってしまう人が一定程度いると思うため、市町村と連携ししっかりと支援するよう要望する。

(7月 2日 (金) 人事委員会事務局)

吉田英策委員

新型コロナウイルスの感染拡大で、保健部門や医療部門が本当に逼迫している状況にある。今年度の職員採用はどのような計画で進めていくか聞く。

採用給与課長

新型コロナウイルス感染症対策に関連する職員の採用について、大学卒程度試験は、保健分野という特定の人員を採用しておらず福祉で採用している。福祉の採用状況は、今年度9名採用予定のところ17名が受験した。

吉田英策委員

福祉部門には保健師も入ると思う。新型コロナウイルス感染症の対応で保健所が逼迫している中で、保健師等の専門職の応募状況はどうなっているか。

採用給与課長

保健師の採用は、任命権者において競争ではなく選考試験で実施している。

古市三久委員

警察官の試験について第2回とあるが、どのような理由で2回行うのか。1回目の試験で必要数を確保することができなかったのか。

採用給与課長

これまでも大学卒程度の警察官の採用試験は年2回行っており、2回合わせて人員の確保をしてきた。

今年度は、第1回目に東京会場を増やしたため、倍率がかなり高くよい状況だった。ただし、年間を通して採用の予定を既に公表しているため、1、2回目を合わせて、有為な人材を確保していく。

古市三久委員

言っていることは分かるが、東京会場と福島会場を同じ日に行うことはできないのか。倍率が5倍でかなり警察官に対する応募者が多い。1回目の試験で、2回目も含めて採用してしまうことにはならないのか。

採用給与課長

説明不足で申し訳ない。1回目の試験は福島会場と東京会場、同日に行っており、2回目は、福島会場のみで行う予定である。

古市三久委員

これは昔からそうしてきたのか。

採用給与課長

1回目に東京会場を併せて行うのは、今年度が初めてである。

古市三久委員

この試験は、1回目と2回目で採用日が異なるのか、それともどちらも来年度の4月1日に採用されるのか。そうならば、1回で募集して決めることはしないのか。

採用給与課長

1回目と2回目、それぞれ定員を設けて試験を行っている。これまで警察官の試験でもなかなか人が集まらず、日程をずらして行うことにより、併願する人が2回目に受けられるように準備してきた経緯がある。

今回東京会場を設けたことでかなりよい募集人数が集まったとの経緯もあるため、状況を確認しながら、今後の日程、募集の仕方等を検討していく。

椎根健雄委員

東京会場を増やして倍率が非常によくなったとの話だが、福島会場と東京会場を受けた人数を聞く。

採用給与課長

全部で329名が受験し、うち105名が東京会場で受験した。率にすると31.9%である。

橋本徹委員

新型コロナウイルス感染症の対応策について聞く。民間企業は、面接をオンラインで行う機会が今年多かったとのことだが、県のそれぞれの試験は、オンラインを活用して採用しているか。またこれから取り入れる考えもあるか。

採用給与課長

本県の試験は、一次試験で筆記試験、教養や専門の試験を警察官であれば東京会場、福島会場で行う。大学卒程度試験についても東京会場、福島会場に集まって筆記試験を行っている。

2次試験は、口述試験として個別面接と集団討論を行っており、新型コロナウイルスの感染対策を十分に行いながら、実際に来て、目の前で討論等することを今は考えている。

今後は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、オンラインについて検討していきたい。

(7月 2日 (金) 監査委員事務局)

吉田英策委員

船舶の譲与等の手続の不適正の問題を詳しく聞く。その他にも不適正な処理が多くあり改善を求めたが、その中身も聞く。

普通会計監査課長

重要物品である船舶の譲与等の手続の不適正は、アクアマリンふくしまの指定管理者から、東日本大震災等で被災した船舶を廃棄の上、譲渡したいとのことで書類が文化スポーツ局に上がってきた。文化スポーツ局で不用決定の手続は行っただが、本来必要な譲渡等の手続をせず、指定管理者から譲与関係の書類が送られてきて、そのまま課内で決裁して譲渡してしまったものである。

その他改善を求めた事項であるが、書類が上がってきたときに、中身の確認について引継ぎした職員が十分その内容を承知していなかったものがあった。

実際に担当課が経理と事業部署で変わると、引継ぎや連絡が十分でないという部分がある。まずは連絡を十分に密にすること、特に重要な案件については、管理職が率先して重点的に中身を確認する等、指摘指導全般に改善事項を求めている

る。

吉田英策委員

適正な実務について、今言った連絡を密にする等の対策で改善可能だと考えているか。

普通会計監査課長

内部の連絡、引継ぎ等がうまくいかないことがあるが、職員の知識不足との部分もある。

今執行部で内部統制を進めているが、その中で、職員の知識向上のため内部で研修をする、あるいは中身が出先機関で分からなければ、本庁等に確認するなど、ミスの防止に努めている。

令和2年度から始まった内部統制がしっかり執行されればミスが減るのではないかと、監査委員事務局でも内部統制の状況について確認を進めている。

古市三久委員

関連して聞く。先ほど会計管理者が内部統制の説明をしたが、監査でも関係することがあると思う。内部統制をしっかり行っていけば、こういう不適正な会計処理を防止することが可能だと思う。会計管理者には聞かなかったが、監査委員事務局も情報や問題を共有していくべきではないか。

普通会計監査課長

内部統制制度は、執行推進部局として行政経営課、評価部局として出納局審査課、そして評価部局が作成した評価報告書の審査を監査委員事務局が令和3年度に実施する。それぞれ3者で役割が分かれている。

令和元年度から3者で協議しながら実行に努めてきたが、元年度は東日本台風などがあり、執行方針を内部に説明する、あるいは周知する時期が遅れたことがある。

監査委員事務局としても、内部統制が浸透していけば、当然ミスは減ると考えている。令和2年度の重点検証事項として、内部統制にどのように取り組んでいるのかを職員調査で確認し、各機関の意識の向上を図っている。3年度も引き続き、率先して状況を確認していく。

古市三久委員

制度が始まったばかりなので、直ちに効果が出るものではないと思う。時間をかけて内部統制を行い、監査は別の機関としてしっかり監査するよう、よろしく願う。

